議案第１２号

地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 ６ 年 ３ 月１１日　提　　出

守谷市長　松　丸　修　久

令和　　年　　月　　日　原案　決

議 案	頁 数
１２号	１

地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（守谷市監査委員条例の一部改正）

第１条　守谷市監査委員条例（昭和３５年守谷町条例第３号）の一部を次のように改正する。

第３条中「第２４３条の２の２第３項」を「第２４３条の２の８第３項」に改める。

（守谷市農業集落排水処理施設使用料条例の一部改正）

第２条　守谷市農業集落排水処理施設使用料条例（平成１２年守谷町条例第６号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「指定代理納付者（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２第６項」を「指定納付受託者（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２の３第１項」に改める。

（守谷市公営企業の設置等に関する条例の一部改正）

第３条　守谷市公営企業の設置等に関する条例（平成１６年守谷市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第７条中「第２４３条の２第８項」を「第２４３条の２の８第８項」に改める。

（守谷市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

第４条　守谷市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和３年守谷市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２４３条の２第１項」を「第２４３条の２の７第１項」に，「第２４３条の２の２第３項」を「第２４３条の２の８第３項」に改める。

附　則

この条例は，令和６年４月１日から施行する。

提案理由（議案第１２号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、既存の引用条項にずれが生じる条例について所要の改正を行うため関係条例の整理に関する条例を制定するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議 案	頁 数
１２号	3

守谷市監査委員条例新旧対照表（第１条関係）

改　　正	現　　行
（請求又は要求の監査） 第３条　監査委員は，法第７５条第１項，第９８条第２項，第１９９条第６項及び第７項並びに第２３５条の２第２項並びに第２４３条の２の８第３項の規定による監査の請求又は要求を受理したときは，やむを得ない場合を除くほか，６０日以内にこれを行わなければならない。	（請求又は要求の監査） 第３条　監査委員は，法第７５条第１項，第９８条第２項，第１９９条第６項及び第７項並びに第２３５条の２第２項並びに第２４３条の２の２第３項の規定による監査の請求又は要求を受理したときは，やむを得ない場合を除くほか，６０日以内にこれを行わなければならない。

参考資料

守谷市農業集落排水処理施設使用料条例新旧対照表（第２条関係）

改　　正	現　　行
（使用料の徴収） 第２条　（略） ２　使用料は，納入通知書，口座振替又は指定納付受託者（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２の３第１項の規定による指定をした者をいう。）による納付の方法により隔月徴収する。ただし，市長が必要と認めるときは，この限りでない。 ３及び４　（略）	（使用料の徴収） 第２条　（略） ２　使用料は，納入通知書，口座振替又は指定代理納付者（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２第６項　　の規定による指定をした者をいう。）による納付の方法により隔月徴収する。ただし，市長が必要と認めるときは，この限りでない。 ３及び４　（略）

参考資料

守谷市公営企業の設置等に関する条例新旧対照表（第３条関係）

改　　正	現　　行
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第７条　法第３４条において準用する地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２の８第８項の規定に基づき，事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は，当該賠償責任に係る賠償額が１００万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第７条　法第３４条において準用する地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第８項の規定に基づき，事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は，当該賠償責任に係る賠償額が１００万円以上である場合とする。

参考資料

守谷市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例新旧対照表（第４条関係）

改　　正	現　　行
（趣旨） 第１条　この条例は，地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２の７第１項の規定に基づき，市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法第２４３条の２の８第３項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は，地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項　　の規定に基づき，市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法第２４３条の２の２第３項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。

参考資料